

令和2年7月豪雨により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和2年12月28日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 6月 3日生						
住所	熊本県〇〇市△△町□□							
交付	平成27年 6月3日 12345							
有効期間	令和2年7月3日まで有効							
免許の条件等	優良							
番号	第 123456789000 号							
二種	平成05年07月01日	種類	大型	中型	普通	大特	大管	管引
他	平成07年08月10日	小特	原付	大ニ	中ニ	普二	大特	引型
二種	平成14年09月20日	小特	原付	大ニ	中ニ	普二	大特	引型

〇〇〇〇〇
公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和2年7月3日)が、

令和2年7月3日から令和2年12月27日までの方

については、令和2年12月28日まで運転することができます。

(令和2年12月28日までに更新手続きをしてください。)

対象となる方

石川県内では、対象の市町はありません。

以下の市町村に住所がある方が対象となります。(8県67市町村)

【長野県】4市、4町、6村【岐阜県】6市【島根県】1市【福岡県】4市【佐賀県】1市【熊本県】9市、12町、5村【大分県】2市、2町【鹿児島】9市、2町

(対象区域の確認は下記のリンクを参照してください。)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

- ※ 対象となる市町村は、今回の豪雨に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和2年7月15日時点のものです。
- ※ 令和2年12月28日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。